

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業により労働者の雇用の維持を図ろうとする事業主に対し、助成金を支給することにより、雇用の安定及び事業活動の継続を図ることを目的とする。

(支援対象者)

第2条 助成金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 愛媛県内に所在する事業所の事業主であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2の規定による雇用調整助成金又は職発0310第2号の規定による緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給決定を愛媛労働局長から受けた事業主であること。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、予算の範囲内において、当該各号に定める額とする。

- (1) 雇用調整助成金等の支給率（以下「支給率」という。）が2分の1である場合
国の支給決定金額の5分の1の額
- (2) 支給率が3分の2である場合
国の支給決定金額の20分の3の額
- (3) 支給率が4分の3である場合
国の支給決定金額の15分の2の額
- (4) 支給率が5分の4である場合
国の支給決定金額の8分の1の額

2 前項の規定による助成金の支給額は、1事業所当たり、100万円を年間の限度とする。

(助成金の支給申請)

第4条 助成金の支給を受けようとする者は、愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- (2) 雇用調整助成金等に係る国への提出書類の写し
- (3) 前各号のほか、知事が必要と認める書類

(支給の決定)

第5条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請をした者に助成金の額を通知するとともに、助成金を支給する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。ただし、第2条及び第3条、第4条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月7日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

住所

氏名 ⑩

〔 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 〕

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給申請書

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金の支給を受けたいので、愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり助成金の支給を申請します。

記

支給申請額 円

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

愛媛県知事

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金について、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

支給金額 円